

香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町2丁目4-27-301

TEL (087)822-0303

FAX (087)851-1787

E-mail: ktr-ho01@athena.ocn.ne.jp

農業農村整備の集い開催 ～21世紀の「水」「土」「里」の創造を目指す農業農村整備～

去る11月19日「農業農村整備の集い」が東京都千代田区平河町の砂防会館別館「シェーンバッハ砂防」において全国の土地改良関係者多数の参加のもと盛大に開催された。

本県からは、大川、小豆、中部、綾歌、仲多度、三豊の各土地改良協議会長をはじめ県土地改良課、同農村整備課の職員、さらに本会池田会長、山地常務理事等関係者が出席した。

大会の前段において全国ため池等整備事業推進委員会が主催で募集した「第9回ため池のある風景」写真コンテストの表彰式があり最優秀賞として鹿児島県志布志市の峯崎善通氏の「野鳥のいこいの場」外35点の人選者が表彰された。

大会冒頭の挨拶で野中全国水土里ネット会長は、出席者に対するお礼、先日、三重県で開催された全国土地改良大会のお礼に続いて、最近の農業情勢にふれ、農業農村の現状として米価の下落、耕作放棄地の増大、中山間地域の集落崩壊、都市と地方の格差増大等危機的な状況に陥っている。このため、国政の場においても農政改革のあり方が焦点となっている。対策として、如何にして農家の経営安定、農業の持続的発展と食料の安定供給、農業農村の多面的機能の発揮を通じた国民の安全・安心やうるおいと安らぎを確保することを問われている。水土里ネットは農業農村に不可欠な資源である農地、水を守り、21世紀創造運動を通して地域ぐるみで農村環境を守り育ててきた。

今こそ、この経験を生かし、農業農村整備事業を通し国内農業の体質強化、農地・農業用水等の地域



資源の保全など農政の喫緊の課題に取り組むことが必要であり我々が農村をふる里の原点としてまた、民族の源流として守っていかなくてはならない。そのために農業農村の推進に向け関係者が総力を結集することをお願いすると強調された。

この後、来賓として出席された若林農林水産大臣の挨拶、出席国会議員の紹介に続いて、全国水土里ネットの吹田副会長を議長に選出し、議事に入り平成20年度農業農村整備事業予算について報告、意見発表がされた後、決議文が朗読され満場一致で採択し大会は盛況のうちに閉会した。

決議（案）

三位一体改革などこれまでの構造改革により都市と地方の格差は拡大し、米価の下落などにより農家経済は危機的な状況に陥っている。また、過疎化、高齢化が進む中で、耕作放棄地は拡大し、食料自給率は40%を下回る状況となった。

このような状況の中で、将来にわたって国民に食料

を安定的に供給していくためには、地域の社会経済の基礎を支えてきた農業の体質強化を図るとともに、生き生きとした農村社会を構築していくことが喫緊の課題となっている。

我々水土里ネットは、農業生産に不可欠な「水」、「土」、そして「里」を守り育てるとともに、農業農村整備事業を通じて農業の構造改革に貢献するなど地域農業の土台を支えてきた。そして、農地・水・環境保全向上対策においても、多くの活動組織で牽引役となって地域資源の保全に取り組んでいる。

我々水土里ネットは、こうした経験やこれまで培ってきた技術を活かし、今後とも農政改革の推進に積極的に貢献していく覚悟である。

国におかれては、農業・農村の持続的な発展を確固としたものにするため、平成20年度予算に向けて、下記事項を実現することを要請する。

記

- 一 安全・安心な食料の安定供給の確保や農業・農村の多面的機能の発揮を図るため、農地・農業用水の整備・保全や農村の振興に必要な施策については、地方との連携のもと、国の責務として確実に推進するよう措置すること

- 一 担い手への農地の面的な集積を一体的に行う基盤整備や農地情報の緊急的な整備等により国内農業の体質強化をはかること

- 一 農地・農業用水等の地域資源や農村環境の適切な保全と質的な向上を図るため、農地・水・環境保全向上対策を着実に推進すること

- 一 食料供給の基礎となる基幹的農業水利資産を次世代に引き継ぐため、国営事業を着実に推進するとともに、老朽化が進む農業水利施設の適切な保全管理を推進するなど、国はその責務を十分に果たすこと

- 一 農村地域の防災・減災対策や污水处理施設の普及を着実に推進することにより安全・安心で快適な農村づくりと定住化を図ること

- 一 農村地域における地球環境問題への対応を図るため、食料消費と調和した国産バイオ燃料の活用やバイオマスタウン構想の加速化を推進すること

- 一 これらの政策推進のために必要な農業農村整備関係の予算を確保するとともに、所要の地方財政措置を講ずること

平成19年11月19日

農業農村整備の集い

丸亀市飯山町土地改良区 合併予備契約の調印

楠見池土地改良区
飯山町東小川土地改良区
丸亀市飯山町岡土地改良区
飯山町寺井土地改良区

去る11月20日、丸亀市飯山町の飯山北コミュニティセンターにおいて、旧飯山町内の楠見池、飯山町東小川、丸亀市飯山町岡、飯山町寺井の4土地改良区の合併予備契約の調印式が挙行された。

調印式には4土地改良区の理事長、飯山町土地改良団体連絡協議会長、県農政水産部土地改良課長及び県中讃土地改良事務所長、丸亀市長、香川県土地改良事業団体連合会参事等関係者多数が出席した。

調印式に先立ち県主催の丸亀市飯山町土地改良区統合整備推進協議会が開催され、会議の冒頭、黒川県土地改良課長から土地改良区は土地改良事業の円滑な実施や土地改良施設の適切な保全・管理等農業農村の振興に重要な責任を持っている。このため、県としては



土地改良区の体質強化を重要な施策と位置づけ推進を図っている。

この度、飯山町と丸亀市の合併に伴って、水利、土地改良区関係者の話合・意見調整がまとまり合併予備契約の調印に至ったことへのお礼と新しい土地改良区の発展を祈念すると挨拶された。

続いて、三谷飯山町土地改良団体連絡協議会長は県、市、県土連の協力、指導を受け今年度末までにはスケジュール通り土地改良区の設立を図りたいと

挨拶された。

新井丸亀市長は2年前の飯山町、綾歌町との合併早々から各町一つの土地改良区にまとまることを提起してきた。最近では地域の開発が進み、小さい団体では農地、ため池、水路等の管理が厳しくなってきたので大きな組織での対応が必要。来年度から新しい体制でスタートして欲しいと挨拶された。

続いて、県中讃土地改良事務所の西紋所長を議長の選出し、合併予備契約の審議が行われ、新土地改良区の基本となる事項が原案のとおり承認された。

続いて、合併のスケジュールについて、県土地改良課明石副主幹より説明がされ来年2月中旬に知事の認可を受け、設立委員会の開催、総代選挙の実施を行い3月下旬には第1回の臨時総代会を開催し本格的に新土地改良区をスタートさせることを目指すことになった。

この後、大林楠見池、大川飯山町東小川、多田羅丸亀市飯山町岡、吉村飯山町寺井の各土地改良区理事長、立会人として三谷飯山町土地改良団体連絡協議会長、新井丸亀市長、西紋県中讃土地改良事務所長が合併予備契約書に署名押印を行った。最後に三谷会長を中心に関係者が固い握手を交わし調印式は滞りなく終了した。



平成19年度 基幹水利施設管理技術者育成支援事業 中国四国ブロック研修会開催

本研修会はダム、頭首工、用排水機場等の基幹水利施設の管理について近年の社会情勢の変化や技術的進歩等への確に対応し、適切かつ効率的な管理を図るためにこれ等の管理者である土地改良区等の管理技術能力の向上を図ることを目的に全国を北海道など7ブロックに分け毎年実施しているものです。

本年度は水土里ネット香川が事務局を担当し中国四国の各県から土地改良区、県土連の職員など36名の参加のもと11月7日から9日までの3日間の日程で高松市城東町のオークラホテル高松で実施した。

研修会の開会に当たり、本会山地常務理事から本年8月末には国において平成20年度に向け担い手対策、農地・水・環境保全向上対策、耕作放棄地の解消対策など農業農村整備事業関係で約8000億円余の概算要求がされているが特に、農業水利施設の長寿命を図るストックマネジメント関係予算として90億円余が要求されており限られた予算の中で重点的に農業水利施設の管理事業が進められことになっている。本研修では現地体験実習も予定されているので本研修を通して施設管理が円滑に行われるように

なることをお願いすると挨拶された。

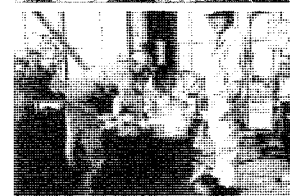
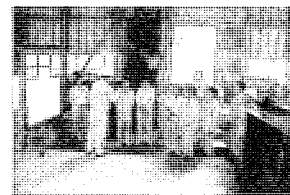
これに続いて、中国四国農政局土地改良技術事務所施設・管理課の早田義範課長の挨拶の後「ため池の管理について」というテーマで中国四国農政局香川農地防災事業所難波俊章次長の講義に入りプログラムのとおり3日間の研修を実施した。

最終日には、3日間の研修科目に対し受講者との質疑応答が交わされそれぞれの案件について適切な回答がされるなど盛会裡に研修を終了した。



平成19年度 基幹水利施設管理技術者育成支援事業中国四国ブロック研修会 日程

月日 (曜日)	時間	研修科目	講師名
11月7日 (水)	13:30~14:00	受付	
	14:00~14:20	開講式 オリエンテーション	
	14:20~15:30	ため池の安全管理	難波 俊章
	15:40~17:00	電気設備の保守点検	近藤 章夫
11月8日 (木)	9:00~12:00	現地研修香川用水東部幹線揚水機場	山下 耕司 博
	13:00~17:00	現地研修構造物用塗料の環境対応について	大原 茂
		現地研修やさしいアーク溶接実習	広津 清 藤沢 武広
11月9日 (金)	9:00~10:00	施設管理	早田 義範
	10:10~11:30	施設機械の予防保全(ポンプ)	鷹巣 一
	11:30~11:50	質疑応答	田中 広也
	11:50~12:00	閉講式	田中 広也



非補助農業基盤整備資金のご案内
土地改良施設の維持管理のために

非補助農業基盤整備資金とは、土地改良区等が国からの補助を受けなくて実施する土地改良事業・生産基盤整備事業等に対して、農林漁業金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資する資金です。

国の補助対象ではない事業(県単又は市町村単独補助事業)についても、融資の対象となります。

- ① かんがい排水やほ場整備、客土などの事業を実施し、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合の費用。
- ② 農業集落排水事業の実施において、国等の補助金以外の受益者が負担する部分、又、トイレ、浴室、洗面所の改修費用。
- ③ 土地改良区等が行う土地改良施設の維持管理事業に対して、揚排水機場・用排水路・フェンス等の設置、又、土地改良区事務所の建設、事務機器等の購入などの費用。

ため池	取水ゲート、土砂吐ゲート 開閉装置等の塗装・補修 堤体の補修、堆積土砂の浚渫 操作室の建屋、フェンス等の補修 観測・通信用施設の補修 管理施設 基礎・建屋・フェンス等の補修 フェンスの新增設 観測・自動制御機器類	管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修 フェンスの新增設 観測・自動制御機器類の取得更新 通信・警報装置の新增設等
用排水路	護岸・床張の塗装・補修 分土工・落差工等の塗装・補修 路線の一部の改修・浚渫 管水路の破損部分の交換・補修 ジョイント部分の補修	土地改良区 の事務所	土地改良区の事務所の新增設、 補修等(事務機器の導入を含む)
		資材運搬、 巡回用ライ トバン	取得、更新
		調査費	水利権更新に伴う調査、 維持管理計画書や土地改良施設台 帳の更新のための調査

すべての施設に共通して、補強工事・電気系統の補修・防塵ネットの補修や新增設も対象になります。毎年定期的に支出される点検整備費や事務費・人件費等は対象になりません。

★貸付対象者★

- ① 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る。）農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業振興法人
 - ② 5割法人・団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金などの過半数を占めるか又は過半の出資等をしている法人・団体）
- （注）1. 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び集落道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限りです。
 2. 団体への貸付は、構成員の全員又は一部の連帯債務として融資します。

★金利★

融資時の利率が最終償還まで適用される「固定金利」です。（平成19年11月19日現在で1.8%）借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

★返済期間★

25年（うち据置期間10年以内）の範囲内で、施設の耐用年数等を考慮して決められます。

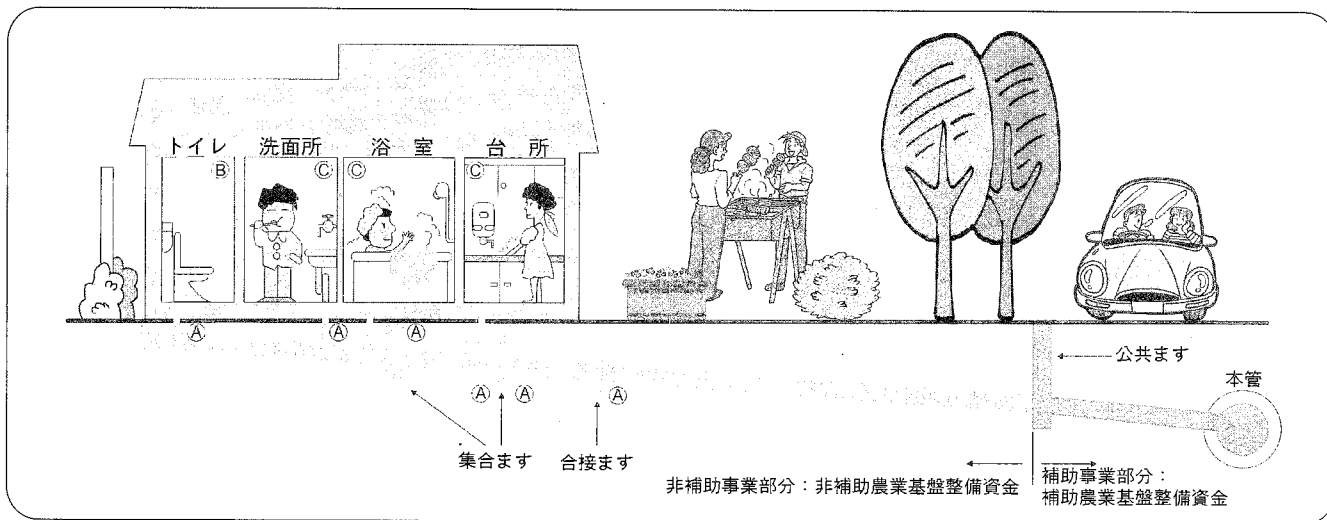
★融資限度★

土地改良区の負担する額の全額が対象となります。（最低限度額50万円）

農業集落排水整備のためにご利用いただける公庫資金

★ご家庭のトイレ、浴室、台所、洗面所の改修にも活用できます！

★借入のできる工事内容及び限度額★



●家庭内の図のA～Cの部分の具体的な内容及び借入のできる限度額は以下のとおりです。

工事の内容	貸付けの限度額
A 宅地内排水管敷設工事 屋内排水管敷設工事 集水ます・合接ますの設置	A 借入を希望される方が負担される額
B トイレの改修工事	B 借入を希望される方が負担される額
C 浴室の改修工事 台所の改修工事 洗面所の改修工事	C 排水管に直接的に関係する施設について、一箇所当たり次の範囲内の額 ●浴室の改修工事：100万円 ●台所の改修工事：50万円 ●洗面所の改修工事：10万円

■どんな時に使えるのですか？

Q1 農業を営んでいない家庭の工事についても公庫資金を利用できるのか？

A1 農業者の方が過半を占める法人、団体を作っていたいただければ、ご利用いただけます。

Q2 個々の家庭における改修工事等（非補助事業）についての借入れは、いつでも可能か？

A2 農業集落排水施設に係る補助事業が完了してから（供用開始時から）3年以内に借入れをしていただくことになっています。

■貸付条件

金利 : 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

償還期限 : 25年（うち据置期間10年）の範囲内で、施設の耐用年数等を考慮して設定します。

最高限度 : 借入れを希望される方が負担される額までです。ただし、浴室の改修は100万円、台所の改修は50万円、洗面所の改修は10万円を限度とします。

秋の叙勲 土岐理事長に授与される

2007年秋の叙勲受章者が11月3日付で発表された。県関係は県内在住者54人、県外在住者5人の計59人。

この内、旭日双光章に地方自治功勞として丸亀市綾歌町土地改良区の土岐勝美理事長が受章された。

土岐勝美氏は平成元年から旧綾歌町の小津森池水利組合長として約150ヘクタールにわたる受益地への円滑な配水に尽力されており、平成5年から平成17年までは土器川右岸土地改良区連合の理事長として、また、平成18年からは旧綾歌町が丸亀市と合併したことに伴って旧町内の3土地改良区と水利組合（現在は4土地改良区）が合併して新設された丸亀市綾歌町土地改良区の理事長を努められています。

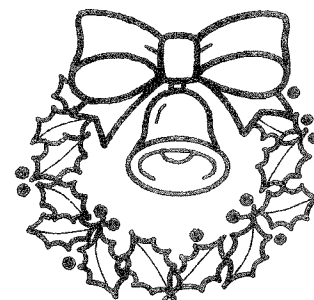
また、昭和54年に旧綾歌町議会議員に初当選以来7期27年間、丸亀市に合併するまで連続して議員を続けられました。この間、昭和62年から平成3年までは議長を務めた外、綾歌町農業委員会委員、飯綾消防組合議会議長等の各種委員に就任活躍をされた。

最近の土地改良事業整備関係では平成16年度新規採択地区として旧綾歌町、旧飯山町の区域を受益地とする県営農村振興総合整備事業「綾歌中部地区」に取り組み、農業基盤整備関係では農業用排水路3路線4.8キロメートル、農道9路線3.6キロメートル、ほ場整備3団地16ヘクタール等、また、農村生活環境基盤整備関係では環境生態系保全施設としてため池の親水護岸等の整備を行うことになっています。

この整備計画策定にあたり古来より地形的に複雑な水利の整備を基本に老朽化による配水ロスの大きい開水路をパイプライン化する計画の推進を図ると共に集落道路など生活環境基盤整備の取りまとめ

を精力的に進め現在順調に事業が進捗しているところと

今後とも益々元気で農村地域の水・土・里の整備を通して郷土香川の発展にご支援をいただけるようご期待申し上げます。



疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング開催

去る11月11日、高松市仏生山町の仏生山公園において、疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキングが、水土里ネット香川用水、香川用水管理体制整備促進協議会主催、香川県、高松市、水土里ネット平池等関係の8団体の共催のもと、香川県ウォーキング協会の協力を得て開催された。

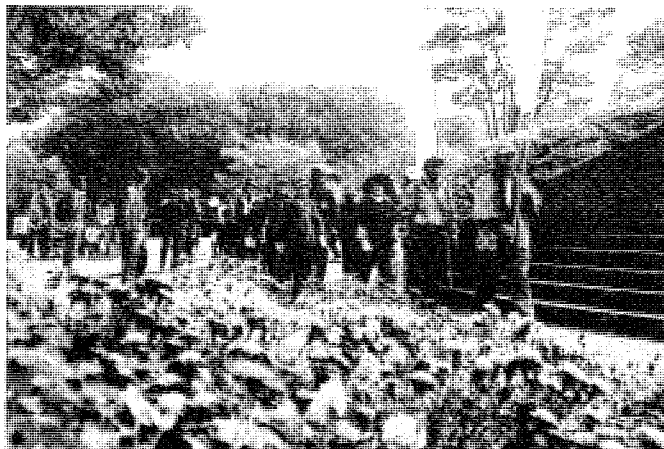
本イベントは平成18年2月に実施された「疏水百選」の選定において香川用水が農林水産大臣から選定されたのを契機に、「香川用水」の歴史と恩恵を再認識していただくと共に高松市南部山麓に点在する平池、三郎池、住蓮寺池等のため池の役割や歴史について、池を巡りながら理解を深めるようまた、秋の鮮やかな紅葉など農村の持つ魅力の再発見を目的に企画された。

当日は高松市を中心に県内各地から子供達も含め約200名の参加者があり、最初に水土里ネット香川

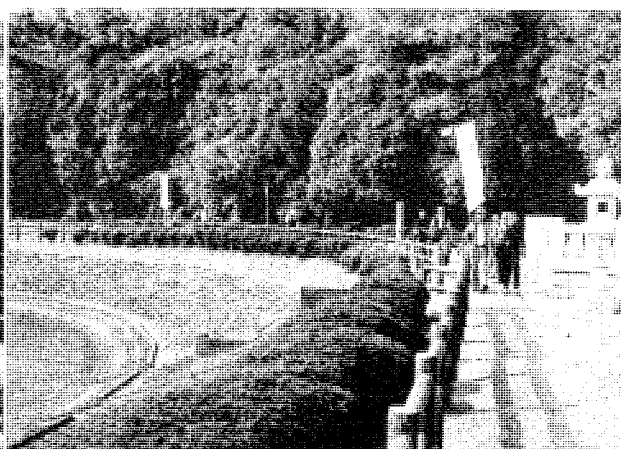
用水の兼間事務局長から本企画イベントの主旨説明等の挨拶がありこれに続いて香川県ウォーキング協会の萩内会長からウォーキングの効用の紹介、準備体操の指導があり、この後、事務局の木村課長補佐から交通安全等についての注意事項説明がされた。

この後、参加者は4班に分かれ、各班ウォーキングののぼりを先頭に少し風が吹く中元気づよく出発していった。

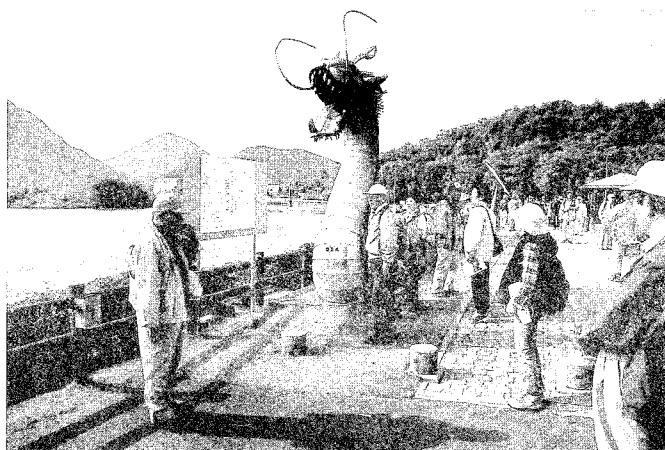
コースは高松市仏生山公園をスタートし平池、住蓮寺池、三郎池、香川用水幹線水路沿いの管理道路を巡るもので途中、ため池、香川用水幹線水路分水施設、水位調節ゲート等の説明をため池管理責任者、水土里ネット香川用水の職員から説明を受けながら総延長約7キロメートルのコースを約2時間かけ、心地よい汗を流しながら全員ウォークを楽しんだ。



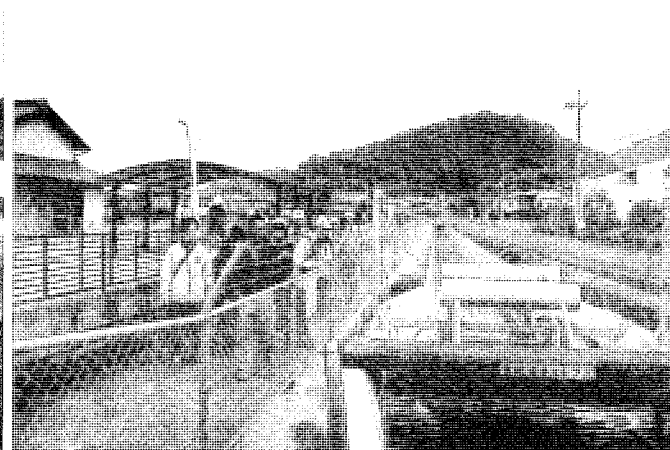
仏生山公園をスタート



三郎池堤防



三郎池堤防



香川用水東部幹線 実相寺チェックゲート

さぬき“水の歴史考”

平井忠志
〔四国作家〕同人

(52) 満濃池普請の統制と規律

はじめに

江戸時代の満濃池普請といえば、十数年ごとに行われるユル替え工事が、その代表格といえよう。水掛かりが高松藩、丸亀藩、多度津藩、池御料（天領）、金毘羅社領と五者にまたがるため、出役人夫も満濃池水掛かりの石高比率で五者に割り付けられる。

ピーク時には一日、千人に余る人夫が出役する。丁場の段取りと工事の割り振り、員数の確認、宿舎における人夫の統制など、どれ一つ取っても煩雑で厄介このうえ無い。一つ段取りが狂うと何十、何百という人夫を遊ばせることになる。

ここに幕末の文政十年（1827）のユル替え工事の記録から、その統制と規律をうかがってみたい。

古来より御作法に候

文政十年は、底樋の後半部と斜樋、取水やぐらの改修を行っている。出役人夫は、石高百石につき約七百人の割り当てである。これは五反百姓の場合、一か月に余る出役の割り当てとなる。

一家の大黒柱を、一日わずか七合五勺の扶持米で狩り出されたのでは、割に合わない。そこで年をごまかして、子供や老人で済ませようとする。藩はこれを、次のように厳しく戒めている。

「ご普請所へ出人足、老人子供等無用。たとえ壯年の者たりとも、一人前に相働き候者見改め、遣わし方、申し付くべく候。人足の年、十六歳より五十歳までを限りの義、古来より御作法に候」（『池普請見積其他心得帳』鎌田共済会蔵）

人足数の確認

満濃の池普請は、出役人夫の員数の確認が大仕事である。かといって、各藩からの報告を鵜呑みには出来ない。そこで普請の全般を統括する「大割所」の役人が、員数を確かめる。と言っても、「ひい、ふう、みい……」と直接数えていたのでは、間尺に合わない。

そこで「大割所」が、人足を引率する郡村の組頭の人員を指示している。「人足四十五人までは組頭一人」とし、三十人増えるごとに組頭を一人増やすよう要求している。（『満濃池御普請一件』瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）（以後『御普請一件』という。）恐らく各藩の郡村の組頭に命じて数十人単位で整列させ、厳重に確認したものと思われる

不足を補う日雇い人足

これほど厳しく管理しても、高松藩領では人夫の不足が生じていたようである。これを戒めた通達が残っている。「一筆申入れ候。……（略）大割所、割り当て人足差し出し方、郡々のうち不足致し候郡もこれあり候ところ、丸亀領には壱人も不足これなく……」（『御普請一件』）と、生々しく訴えている。

もし「大割所」で不足が発見されたときは、その場で日雇い人足を雇わねばならない。日雇い人足の賃金は高い。当時は一人一日、米二升が相場だから、扶持米七合五勺では誰も来てくれない。「大割所」では満濃池周辺村々の組頭を、「日雇い人足世話人係り」に任命して、一人たりとも不足は許さない。

また「怪我人、病人等これ有り候えば、その節、代わりの者不足これなき様、……（略）日用雇い出、申すべきこと」と、理由の如何を問わず代替えを要求している。



満濃池人足改之図
（鎌田共済会蔵）

脇差は一尺二、三寸まで

これらの人夫を引率してくる庄屋や組頭は、帯刀を許される。といっても短い脇差で、その寸法も厳しく規制されている。

「郡々より人足召し連れ、まかり出で候庄屋や組頭ども、脇差寸尺相決め申し渡し、通達違背仕るまじく候。もし寸尺延び候はば、下役人ども相改め取り上げ置き、後日沙汰に及ぶべく候こと」（『御普請一件』）とあり、「脇差は一尺二、三寸（約四十センチメートル）まで」と決め、違反した場合は没収され、後日譴責（けんせき）を受けることになる。

狭い工事現場で、長い脇差を差してウロウロされ、モッコが刀の鞘に当たったなどと因縁をつけられては、人夫たちも、たまったものではあるまい。

お役人に無礼なきよう

満濃池の工事現場には、天領を管轄する倉敷藩をはじめ高松、丸亀藩などの役人が忙しく行き交っている。このため「池御料、他領御役人どもに、無礼仕るまじきこと」（『御普請一件』）と、わざわざ戒めている。

また仕事の段取りについても、「御領分中、お出で候郷普請奉行ならびに下役人どもに対し、在々よりまかり出で候庄屋、組頭ども、何事によらず役人の下知を請い、相勤むべく候」「無礼、がさづがましき義、仕るまじく候。人足どもに対し、非義の仕方申しつけまじく候」（『御普請一件』）と、重ねがさね入念に指示している。

けんか口論厳しく規制

困るのは普請場での、けんか口論である。当時の記録によると、寒川郡宮西村の人足が大内郡の組頭と口論になり、怪我を負わせている。この件は大内、寒川両郡の出番庄屋が連名で、大割所に報告書を提出して、事件の内済を願い出ている。

「宮西村人足、久蔵と申す者、少々心得違いの義これあり争論仕り、三右衛門（大内郡組頭）へ少々かすり傷付け候……（略）傷等も追々平癒（へいゆ）仕り申し候あいだ……何とぞ内済に仕りたく……よろしく願い上げ奉り候」（『御普請一件』）

むろん、けんか口論は通達で厳しく戒めている。

「けんか口論、堅く相慎むべく、勿論普請所において、非義不屈きの仕方つかまつる者これあり候えば、押し留め普請所を去らし、庄屋・組頭裁許仕るべし」（『御普請一件』）

酒宴つつしむべし

いま一つ厄介なものが、酒とバクチである。大勢の人夫が宿舎に寝泊まりすると、この二つは避けて通れない。またこれが、けんか口論のもとになるから厄介だ。通達にも厳しく禁じている。

「酒宴、遊興がましき義、無用たるべき事。但しかけの勝負、堅く仕るまじく候。人足どもの内、用事これあり他の宿へ参りたき旨、申し候とも取り上げるべからず候。よんどころ無き義、これあるにおいては、庄屋・組頭聞き届け相調べるべき事」（『御普請一件』）

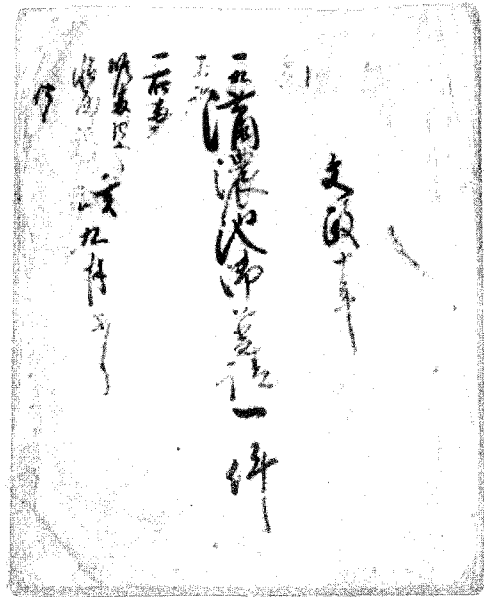
※

※

※

※

『御普請一件』を読み進むと、当時の藩の統制、農民の行動や人間模様などが、赤裸々に浮かんで来る。その意味でこれは、貴重な記録といえよう。



「満濃池御普請一件」文政十年
（「瀬戸内海歴史民俗資料館」蔵）

